

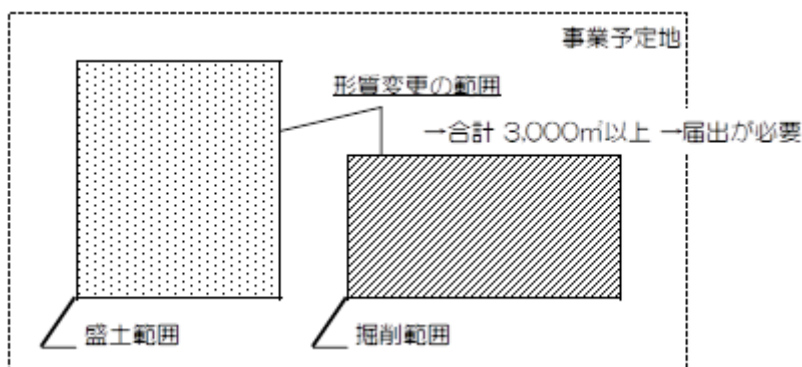
3,000 m²以上^{*}の土地の形質の変更を行う皆様へ

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）により、3,000 m²以上^{*}の土地の形質の変更を行う場合には、着手予定日の30日前まで（届出日は算入しません）に都道府県知事（姫路市域にあつては姫路市長）に届出が必要です。

※ 現に有害物質使用特定施設が設置されている事業場の敷地又は有害物質使用特定施設が平成15年2月15日以降に廃止された事業場の敷地（法第3条第1項本文の報告が行われた土地を除く。）にあつては、**900 m²以上** ⇒ 別途、ご相談ください。（この「届出のしおり」はこれらの土地を対象としたものではありません）

1 土地の形質の変更とは

土地の形質の変更とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、いわゆる『掘削』、『盛土』等の行為が該当します。



面積の計算方法等については、環境省のホームページ中の「土壤汚染対策法第4条第1項に関する届出の普及啓発チラシ」もご参考にしてください。 <https://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html>

※ 例外規定（3,000 m²以上の土地の形質の変更であっても届出が不要な場合）

- （1）次の①～③のすべてに該当するもの
 - ① 形質の変更を行う区域外へ土壌を搬出しない。
 - ② 形質の変更に伴い、周辺への土壌の飛散・流出を生じない。
 - ③ 形質の変更を行う部分の深さが50cm未満。
- （2）農業を営むための通常行為で、区域外へ土壌を搬出しないもの
- （3）林業の用に供する作業路網の整備で、区域外へ土壌を搬出しないもの
- （4）鉱山関係の土地において行われるもの
- （5）非常災害のために必要な応急措置として行うもの

2 届出義務者

届出義務を負う者は、『土地の形質の変更をしようとする者』で、具体的にはその施行に関する計画の内容を決定する者です。

例えば、土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では『開発業者等』が、また、工事の請負の発注者と受注者の関係では一般的に『発注者』が該当すると考えられます。

3 提出書類

(1) 『一定の規模以上の土地の形質の変更届出書(様式第六)』

- ・様式は、姫路市環境政策室のホームページからダウンロードできます。
- ・押印されない場合は、「各種環境法令に関する届出等の連絡先」をご記入の上、届出書に添付してください。(様式及び注意事項については、環境政策室のホームページ内の「各種環境法令に係る届出等の押印見直しについて」をご確認ください。(姫路市のホームページのサイト内検索をご活用ください。))

(2) 土地の形質の変更の場所を明らかにした図面(平面図、立面図及び断面図)

- ・土地の形質の変更を行う範囲(地番)を明示した図面(公図の写し等)を添付してください。
- ・平面図は、『掘削』部分と『盛土』部分を区別して表示してください。
- ・断面図は、形質変更に係る最も深く掘削する部分及び代表的な部分の『深さ』がわかるものを添付してください。

(3) 当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面

- ・形質の変更に係る土地の登記簿全部事項証明書の写し等

(4) 土地利用履歴調査票

- ・過去の土地所有者や利用状況、特定有害物質の使用履歴等について可能な範囲で調査を行い作成してください。土壤汚染のおそれを推定するための資料の添付も可能です。

※令和4年3月の法改正により、令和4年7月から届出義務者と土地の所有者が異なる場合の同意書は不要となりましたが、以下の件を土地の所有者に十分説明し、土地所有者の同意を得てください。

- ・当該土地について、土壤汚染対策法第4条第1項の届出を行うこと。
- ・その届出に伴い、土地の利用履歴によっては、土地所有者に対して土壤汚染対策法第4条第3項の命令が発出されること。(「**5 調査命令**」をご覧ください。)

以下の書類の添付も可能です。

(5) 『土壤汚染状況調査結果報告書(様式第七)』

- ・様式は、姫路市環境政策室のホームページからダウンロードできます。
- ・土地の所有者等の全員の同意を得て、指定調査機関に調査させたもの。

4 罰則

届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合には罰則(3月以下の懲役又は30万円以下の罰金)が適用されます。

5 調査命令

姫路市長は、届出を受けた土地において土壤汚染のおそれがあると認める場合(規則第26条)、当該土地所有者等に対して、土壤汚染状況調査の実施と報告を命令します。(3(5)「土壤汚染状況調査結果報告書」を添付した場合を除く。)

土地所有者等は土壤汚染状況調査を実施し、報告期日までに調査結果を姫路市長に報告しなければなりません。

6 問い合わせ先

姫路市安田四丁目1番地

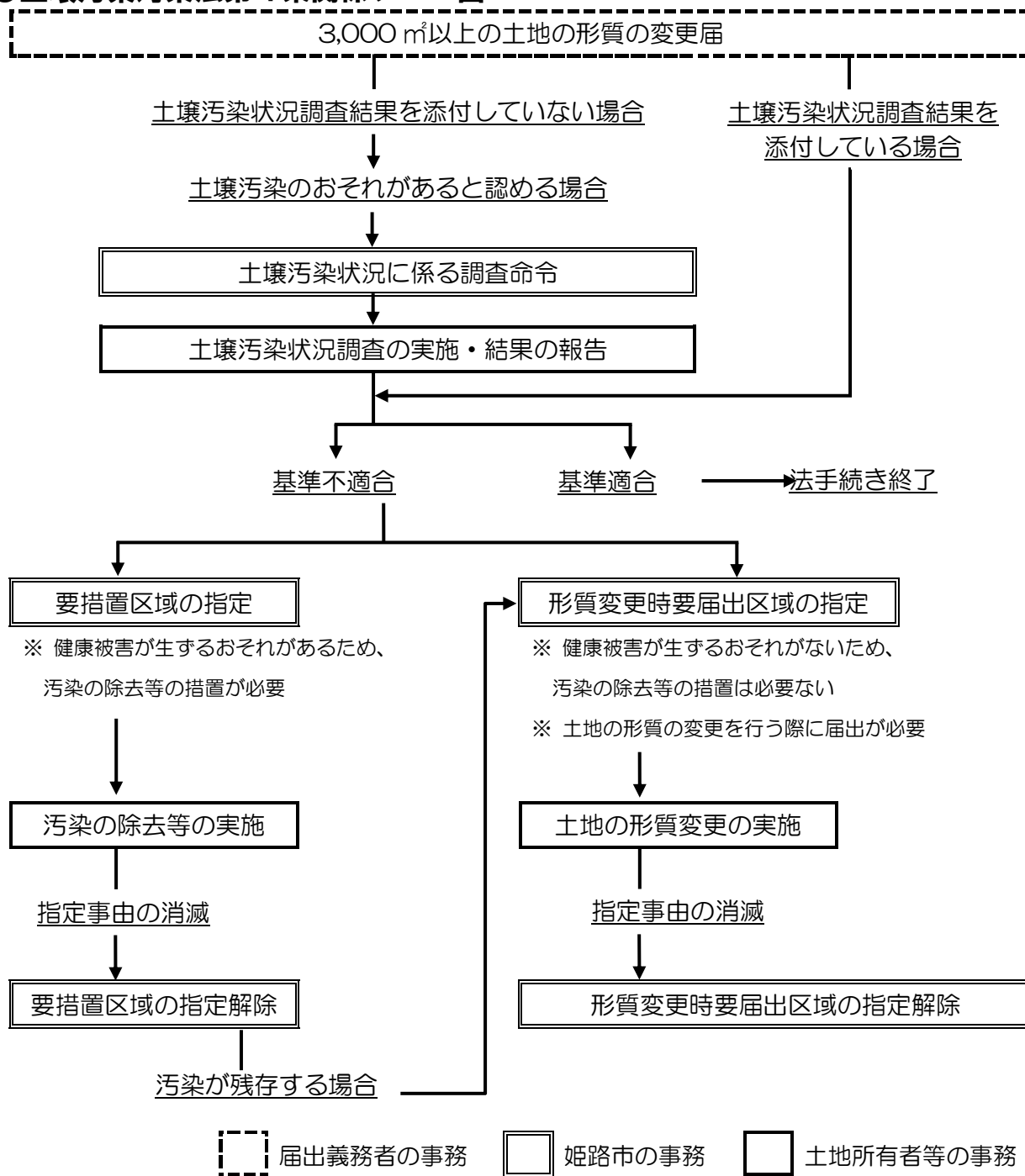
姫路市農林水産環境局環境政策室 水質担当

TEL：079-221-2467

FAX：079-221-2469

E-mail：kankyoho@city.himeji.lg.jp

○土壌汚染対策法第4条関係フロー図



○土壌の汚染状態に関する基準

特定有害物質の種類		土壌溶出量基準	土壌含有量基準
第一種 特定有害物質	クロロエチレン	0.002mg/L 以下	
	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
	ベンゼン	0.01mg/L 以下	
第二種 特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	45mg/kg 以下
	六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	250mg/kg 以下
	シアン化合物	検出されないこと	遊離シアノ 50mg/kg 以下
	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下かつ メチル水銀が検出されないこと	15mg/kg 以下
	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
	砒素及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4,000mg/kg 以下
	ほう素及びその化合物	1mg/L 以下	4,000mg/kg 以下
第三種 特定有害物質	シマジン	0.003mg/L 以下	
	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
	チウラム	0.006mg/L 以下	
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	
	有機りん化合物	検出されないこと	

○特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準（規則第 26 条）

- ① 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地
- ② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体、液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下浸透した土地
- ③ 特定有害物質を製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場・事業場の敷地である土地又は敷地であった土地
- ④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体、液体を貯蔵し、又は保管する施設に係る工場・事業場の敷地である土地又は敷地であった土地
- ⑤ 上記②～④と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないおそれがある土地

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

姫路市長 殿

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名)

押印されない場合は、「各種環境法令に関する届出等の連絡先」をご記入の上、届出に添付してください。

届出者 **姫路市〇〇町〇〇番地**
株式会社〇〇開発
代表取締役 〇〇 〇〇

第3条第7項
 第4条第1項
 土壤汚染対策法
 の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	姫路市〇〇町〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇	
土地の形質の変更の場所	別図のとおり	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	面積： 〇〇〇〇m² 最大形質変更深さ： 〇m	
土地の形質の変更の着手予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称	
	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	
	有害物質使用特定施設の種類	
	有害物質使用特定施設の設置場所	
	特定有害物質の種類	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

土地利用履歴調査票

作成例・記入例

地番	姫路市〇〇町〇〇番〇			
履歴	年代	土地所有者	土地の利用方法	業種 (※)
	昭和〇〇年	〇〇 〇〇	田	
	平成〇〇年	株式会社〇〇組	資材置き場	土木工事業
	令和〇〇年	株式会社〇〇〇〇開発	更地	
特定有害物質の使用に関する情報				
特定有害物質の使用はない				

※ 工場又は事業場として使用されていた場合

地番	姫路市〇〇町〇〇番〇			
履歴	年代	土地所有者	土地の利用方法	業種 (※)
	昭和〇〇年	〇〇 〇〇	宅地 (個人宅)	
	昭和〇〇年	株式会社〇〇	ガソリンスタンド	小売業
	令和〇〇年	株式会社〇〇〇〇不動産	更地	
特定有害物質の使用に関する情報				
過去にガソリンタンク有 (ガソリンにはベンゼンが含有、過去に有鉛ガソリン取り扱いあり)				

※ 工場又は事業場として使用されていた場合